

ニュージーランド政策金利の引き下げについて

大和証券投資信託委託株式会社

RBNZ(ニュージーランド準備銀行)は本日(4月30日)、政策金利(Official Cash Rate)である翌日物金利の誘導目標を3%から2.5%へ引き下げました。RBNZは昨年7月に利下げを開始してから累計で5.75%もの利下げを実施した計算になります。今回の0.5%の利下げ幅は市場予想通りでしたが、ボラードRBNZ総裁が利下げに関する声明で、「政策金利は2010年後半まで現在あるいはそれ以下の水準に維持されよう。政策金利は今後数四半期にわたって緩やかに低下する可能性がある」と発言し、時期を特定して金融緩和の「時間軸」を明示したこと、並びに追加利下げを示唆した点が特筆されます。

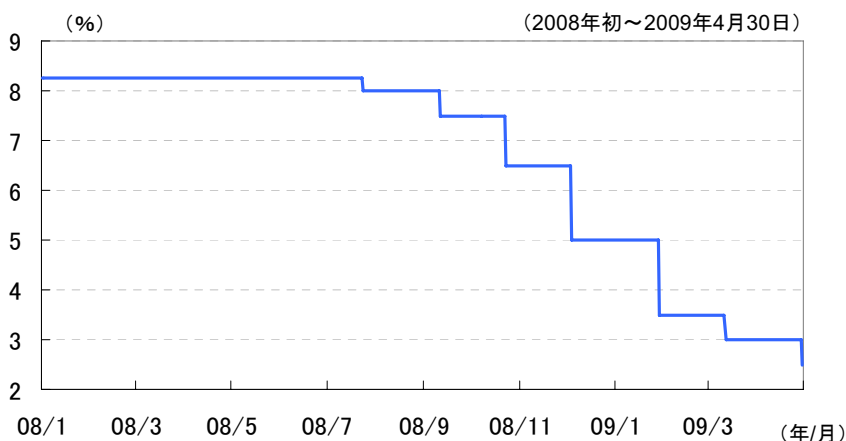
RBNZは金融政策としてインフレ目標を採用しており、目標値は1~3%と定められていますが、対象となる消費者物価上昇率(前年同期比)は、昨年7-9月期(ニュージーランドの消費者物価指数は四半期統計)の5.1%をピークに、10-12月期の3.4%を経て今年の1-3月期には目標値の上限である3.0%まで達しました。

ニュージーランドの実質GDP(国内総生産)は昨年1-3月期以降順に前期比▲0.3%、▲0.2%、▲0.5%、▲0.9%と4四半期連続でマイナス成長を記録しています。確かに、悪化の度合いは他国と比較して顕著ではありませんが、昨秋以降の世界的な金融・経済環境の激変に鑑みれば、これまでの金融・財政政策の効果が本格的に発現するまで、当面、ニュージーランド経済は停滞を余儀なくされるでしょう。従って、インフレ率は早晚目標値に収まってくることが予想され、追加利下げの制約にはならないと考えます。

なお、OECD(経済協力開発機構)は4月16日に公表したニュージーランド経済に関する調査報告で、景気回復のためには政策金利を2%まで引き下げるべきだと主張しています。

ニュージーランド・ドルは2月2日に対円で44円台まで下落しましたが、その後はほぼ一本調子で上昇し、4月6日には昨年11月以来となる60円台を一旦回復しました。対ドルでも3月上旬の安値から4月上旬にかけて大きく上昇しています。今後の見通しですが、日米欧が超低金利下での量的緩和政策に収斂する中で、相対的に「高金利」で、変動率の大きいニュージーランド・ドルは基本的には投資家のリスク許容度を映じた展開が見込まれます。すなわち、金融不安や景気悪化の度合いが緩和すれば選好され、逆にそれらが深刻化すれば敬遠されるでしょう。従って、株価が上昇する様な局面ではニュージーランド・ドル高、株価が下落する様な局面ではニュージーランド・ドル安で推移することが多いと思われます。RBNZが追加利下げを実施すれば、「高金利」としての魅力は低下しますが、一方で、世界的な金融不安や景気悪化は既に最悪期を経過しつつあるとの判断の下、ニュージーランド・ドルは既に今次下落局面での安値を付けた可能性が高いと考えます。

ニュージーランド政策金利の推移



(出所)ブルームバーグより大和投資信託作成

以上

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。こうした銘柄については、外国証券内容説明書をご覧ください。

商号等 ： 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会